

(仮称) 杉並区子ども家庭計画（令和5・6年度）の構成（案）について

構成	主な記載事項	備考（参考情報など）
第1章 総論		
1 計画策定の趣旨	○計画策定に至った経緯やこれまでの区の取組、子ども家庭施策に関する国の動向など、計画策定の趣旨を記載する。	
2 計画の位置付け	○子ども家庭計画の位置付けや本計画に包含する法定計画名を記載する。	【子ども家庭計画の位置付け】 基本構想が目指す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画
3 計画期間	○本計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間である5年間とする。 なお、「子ども・子育て支援事業計画（第2期）（令和2～6年度）」の計画期間中であることから、令和5・6年度の2か年の計画として策定する。 ○また「子ども・子育て支援事業計画」については、上位計画である総合計画等との整合を図るため、中間年の見直しを行う。	【国の基本指針における記載内容】 (子ども・子育て支援事業計画の期間) 法の施行の日から5年を1期として作成すること (子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価) 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと
4 基本理念	○保健福祉分野全体に共通する基本理念を示すほか、子ども家庭分野の基本理念を記載する。	【区基本構想の記載内容】 将来像 「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」 次代を担う子どもたちが未来への歩みを進めるためには、多様性が尊重され、持てる力を発揮できる社会にしていく必要があります。子どもたちが、家庭や地域でその権利を守られ、様々な経験を通して未来をつくる力を育むまち、子どもと家庭を地域社会全体で支えるまちを目指します。
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	○計画期間内の人口推計のほか、関連する統計や調査結果などを記載する。	
第3章 取組の方向性と重点的な取組	○保健福祉分野全体に共通する計画推進の方向性を示すほか、子ども家庭分野の取組の方向性と重点的な取組を記載する。	【区基本構想の記載内容】 取組の方向性 1 子どもの権利を大切にし、子どもが主人公となるような取組を進める 2 子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する 3 安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる 重点的な取組 ・ 子どもの命と権利を守る児童相談体制の強化 ・ 子どもも親も、気軽に安心して過ごせる場所の整備 ・ 子育てを地域社会で支える取組の充実
第4章 計画内容	○各施策の現状と課題、施策目標、施策を構成する事業の体系、各事業の概要等を記載する。	【区総合計画における施策体系】 施策17：子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実 施策18：子どもの居場所づくりと育成支援の充実 施策19：安心して子どもを産み育てられる環境の充実 施策20：働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実 施策21：障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

構成	主な記載事項	備考（参考情報など）
第5章 子ども・子育て支援事業計画（第2期）（令和4年度見直し）		
1 計画の目的、位置付け	<p>○地域の実情に応じて、子ども・子育て支援の取組を総合的、計画的に推進する等の目的を記載する。</p> <p>○子ども・子育て支援法に基づく区市町村計画であり、区の上位計画（基本構想、総合計画、実行計画等）及び新たな保健福祉計画との整合を考慮し、中間年の見直しを行うことなどを記載する。</p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （区市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項） 子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載する。 （他の計画との関係） 地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、児童福祉法に規定する区市町村整備計画その他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする。こと。 他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。</p> <p>※第5章には、基本指針で必須記載事項とされている各事業の「量の見込み」と「確保量」の目標値を中心に記載し、任意記載事項とされている事業や子ども・子育て施策全般の取組とその考え方については、計画の統一性を図り、よりわかりやすい記載とする観点から、第1章～第4章に盛り込んでいくとともに、必須記載事項との関連が確認できるような記載を工夫する。</p>
2 区域の設定	<p>○就学前の教育・保育施設等の利用実態を踏まえ、これまでと同様に、全区による1区域として設定すること等を記載する。</p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （教育・保育提供区域の設定に関する事項） 現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。</p>
3 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等	<p>○計画期間における就学前の教育・保育（教育施設と保育施設）及び地域子ども・子育て支援事業（妊婦健康診査ほか12事業）について、各施設又は事業毎に、量の見込みとそれに対する確保量、確保策等を記載する。</p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （区市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
4 計画の推進に向けて	<p>○計画の着実な推進を図るため、これまでと同様に、子ども・子育て会議の意見を聴きながら、毎年度の進捗状況を点検・評価すること等を記載する。</p>	<p>【国の基本指針における記載内容】 （子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検・評価） 区市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。</p>

※本計画に包含する計画については、各計画で定められている基本指針等を踏まえながら、第1章～第5章で表すことを基本とする。

※保健福祉計画において保健福祉の各分野共通で定める基本理念や、分野横断的に取り組む事項については、保健福祉計画の検討内容を踏まえ、適宜、子ども家庭計画に反映していくこととする。

◎上記内容は現時点での想定であり、今後の検討状況によって構成や記載内容に変更が生じる可能性があります。